

出雲市水道工事標準仕様書

2 0 1 1

(平成23年)

出 雲 市 上 下 水 道 局

出雲市水道工事標準仕様書について

- (1) 本出雲市水道工事標準仕様書の番号は、日本水道協会発行の水道工事標準仕様書【土木工事編】(2010) の番号と一致している。
- (2) 空番の項目については、日本水道協会発行の水道工事標準仕様書【土木工事編】(2010) のとおり。
- (3) 本出雲市水道工事標準仕様書にひいてあるアンダーラインは、日本水道協会発行の水道工事標準仕様書【土木工事編】(2010) との記載の相違を示す。

本出雲市水道工事標準仕様書は、日本水道協会発行の水道工事標準仕様書【土木工事編】(2010)と異なる事項、追加する事項をあげる。以下に記載していない事項については、日本水道協会発行の水道工事標準仕様書【土木工事編】(2010)に基づき適切な施工に当ること。

共通編

1 総則

1.1.1 適用範囲

1. この工事標準仕様書(以下「仕様書」という。)は、発注者が請負により施工する管布設工事、構造物工事及びさく井工事に適用する。

4. 工事施工に当り請負者は、次にあげる順位に従い、その内容に基づき適切な施工に当ること。

(1) 出雲市建設工事請負契約約款

(2) 特記仕様書

(3) 出雲市水道工事標準仕様書

(4) 水道工事標準仕様書(日本水道協会)

(5) 島根県水道協会標準仕様書

(6) 島根県公共工事共通仕様書

1.1.2 法令等の遵守

工事施工に当り請負者は、次に掲げる法律及びその他関係法令、条例、規則等を遵守すること。

建設業法、道路法、道路交通法、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法、労働者災害補償保険法、騒音規制法、振動規制法、河川法、港湾法、消防法、文化財保護法、中小企業退職金共済法、水質汚濁防止法、廃棄物処理及び清掃に関する法律、火薬類取締法、毒物及び劇物取締法、労働安全衛生規則、酸素欠乏症等防止規則、建設工事公衆災害防止対策要綱、水道法、再生資源の利用の促進に関する法律、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、出雲市水道事業給水条例、出雲市簡易水道事業給水条例

なお、これら諸法規の運用適用は請負者の負担と責任において行なうこと。

1.1.3 用語の定義

1.4. 提示とは、監督員が請負者に対し、又は請負者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。なお、何時でも提出できるように作成5年間保存すること。

1.2.4 事故防止

1. 請負者は、工事の施工に際し、県土木発行の「建設工事公衆災害防止対策要綱」「土木工事安全施工技術指針」等に基づき、公衆の生命身体及び財産に関する危害、迷惑を防止するために必要な措置をすること。

6. 埋設物に接近して掘削する場合は、周囲の地盤の緩み沈下等に十分注意して施工し、必要に応じて当該埋設物管理者と協議のうえ、防護措置を講じること。

また、掘削部分に他の埋設物が露出する場合には、当該埋設物管理者と協議のうえ、適切な表示を行い、工事従事者にその取扱い及び緊急時の処置方法、連絡方法を熟知させておくこと。

1.2.7 現場の衛生管理

浄水場構内で行う工事に従事するものは、関係法令を遵守し特に衛生に注意すること。

1.3.3 工事現場標識等

1. 工事現場には見やすい場所に、工事件名、工事箇所、期間、事業所名、請負者の住所、氏名、電話番号を記載した工事標示板、その他所定の標識を設置すること。

1.4.1 一般事項

7. 施工上、原寸図または詳細図等を必要とするものはこれらを作成の上、発注者の承認又は確認をうけなければならない。

1.4.2 事前調査

1. 請負者は、工事に先立ち、施工区域全般にわたる地下埋設物の種類、規模、埋設位置、境界杭等をあらかじめ試掘・その他により確認しておくこと。

1.4.5 公害防止

請負者は、工事の施工に際し、騒音規制法、振動規制法及び島根県公害防止条例等を遵守し、沿道居住者から騒音、振動、粉塵等による苦情がおこらないよう有効適切な措置を講ずること。また、建造物道路等に障害を及ぼさないよう十分注意すること。

1.4.1.2 工事記録写真

1. 請負者は、工事全般にわたって、工事過程を段階的に撮影、編集して、写真帳として提出しなければならない。

2. 既存の構造物その他で撤去、取り壊し等をするものの現況を撮影しなければならない。

3. 工事施工後、外部から検査の出来ない箇所は、原則として撮影しなければならない。

4. 撮影に当っては、別添「付4. 工事記録写真撮影要綱例」に基づくこと。

なお、デジタルカメラの使用に当っては、島根県公共工事共通仕様書施工管理基準（案）3写真管理基準（案）によること。

1. 4. 1. 4 工事関係書類の整備

1. 請負者は、指定の期日までに発注者の定める様式により、別表「提出書類」を提出又は提示すること。ただし、監督員が特に必要があると認めた書類は、別に提出すること。

2. 提出して書類に変更が生じたときは、直ちに変更届を提出すること。

3. 工事関係者は、監督員の点検を受けられるよう常に整備しておくこと。

2 材料

2. 1. 1 材料の規格

工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を規定された物を除き日本工業規格（以下「JIS」という）日本農林規格（以下「JAS」という）日本水道協会規格（以下「JWWA」という）島根県土木部農林水産部発行「島根県公共工事共通仕様書」等に適合すること。

2. 3. 1 発生品

1. 工事施工により生じた管弁類の現場発生品（切管、撤去品等）については、請負者が処分すること。ただし、監督員の指示する場合は、この限りではない。

3 工事

3. 2. 1 掘削工及び切取工

土工に当っては、島根県土木部農林水産部発行「島根県公共工事共通仕様書」に準ずる事。

3. 2. 2 埋戻工及び盛土工

2. 埋戻し及び盛土は、一層20cm毎に敷均し、十分締固め、必要に応じて適当な余盛をすること。管の真上の転圧は管に損傷を与えないよう、十分注意すること。

8. 仮配管撤去土工の埋戻材料は、原則として発生土で行うものとする。

9. 埋め戻しは、機械又は、人力にて投入し、ダンプトラックより直に投入しないこと。

3.2.3 残土処理

1. 残土の処分地及び処分方法については、島根県建設副産物処理要綱に基づき指定処分とする。

管布設工事編

4 管布設工事

4.1.3 掘削工

1.1. 仮設管の撤去及び既設管付近で掘削を行う場合において、管天10cm以下の部分については、人力掘削とする。

4.1.9 配管技能者

5. 配管技能者は水道用各種管の配管作業について、豊富な経験と技術を有すること。

6. 耐震継手の施工については、日本水道協会の耐震継手配水管技能登録者及び大口径技能登録者又は、日本ダクティル鉄管協会主催のNS、S形等の耐震継手配水管の講習修了者が行うこと。

7. 水道配水用ポリエチレン管のEF接合の施工については、配水用ポリエチレンパイプシステム協会及び正会員主催の講習修了者が行うこと。

8. 石綿管撤去の施工については、特定化学物質等作業主任者技能講習終了者又は石綿作業主任者技能講習終了者のうちから、石綿作業主任者を選任し、施工の指揮をとらせること。

4.1.10 管の据付け

6. 直管の継手箇所角度をとる曲げ配管は行わないこと。ただし、工事現場の状況により施工上必要がある場合は、監督員の指示を受けること。

9. 管の据付には、管に影響を与えないよう床付面を仕上げ、必要に応じて砂を敷き、また枕木を並べる等の措置をしなければならない。

4.1.11 管の接合

1. ダクティル鉄管の接合（K形、T形、U形、KF形、UF形、S形、NS

形、S形、US形、フランジ形、GX形)

ダクタイトイル鑄鉄管の接合については、4.2ダクタイトイル鑄鉄管の接合に準ずる。

4.1.1.2 管の切断

1.3. 既設管の切断は4.1.1.2 管の切断1～1.2に準ずる。

4.1.1.3 既設管との連絡

2. 連絡工事箇所は、監督員の立会いを得て、出来るだけ早い時期に試掘調査を行い、連絡する既設管（位置、管種、管径等）及び他の埋設物の確認を行うこと。

9. 既設管の切断箇所、切断開始時については、監督員の指示によること。

1.0. 既設管との連絡には、既設管を十分に清掃したうえ連結しなければならない。

4.1.1.9 水圧試験

2. 水圧試験は、原則として0.75MPaで30分間保持し、0.65MPaを下らないこと。もし、これを下まわった場合は、漏水箇所を補修し、再び水圧試験を行うこと。ただし、静水圧が0.75MPa以上の所については、監督員と協議のうえ決定すること。なお、試験前に監督員へ立会いをもとめること。

3. 水圧試験結果については、次にあげる項目の報告書を作成し、監督員に提出すること。

試験年月日、時分、試験水圧、30分後の水圧

4. 給水切替工については、給水装置工事ハンドブックによる。

4.1.2.0 埋戻工

8. 管の下端、側部及び埋設物の交差箇所の埋戻、つき固めは、特に入念に行い、沈下の生じないようにすること。

4.1.3.0 水道用ダクタイトイル鑄鉄管用ポリエチレンスリーブ

2. スリーブの被覆

(7) GX形ダクタイトイル鑄鉄管には原則として施工しないこと。

4.1.3.1 管明示工

1. 表示テープ

管には、表示テープを正確に貼付けること。

5.0mm以下

1m間隔の胴巻き

7.5 mm 以上	2 m 間隔の胴巻き及び管天
-----------	----------------

2. 標識シート

管明示シートは、路盤下の位置へ敷くこと。

4.1.3.2 通水準備工

1. 充水に先立ち、原則として、全延長にわたり管内（仮配管含む）をピグで十分に清掃するとともに、継手部の異物の有無、塗装の状態等を調べ、最後に残存物がないことを確認すること。

3. 切替は、充水後 1 昼夜静置し、残留塩素が当初の 1 / 2 を下まわらない事及び、PH が 5.8 ~ 8.6 の範囲内である事を、原則として監督員が確認後、行うこと。

残留塩素が下まわった場合は、水と塩素を、PH が範囲内でなかった場合は、水を新たに注入し、同様の作業を繰り返すこと。

4.2.1 一般事項

7. 異形管と継輪の接続は行わないこと。

4.2.1.3 G X 形ダクタイトイル鑄鉄管の接合

日本ダクタイトイル鑄鉄管協会発行の G X 形ダクタイトイル鑄鉄管接合要領書によること。

4.6.3 消火栓設置工

3. 消火栓の取り付けについては、地表面と弁棒キャップ天端との間隔を20 cm 程度となるように調整すること。

5 道路復旧工事

5.1.1 一般事項

島根県土木部農林水産部発行「島根県公共工事共通仕様書」によること。

本出雲市水道工事標準仕様書は、平成 23 年（2011）6 月 1 日以降入札通知する工事から適用する。